

公益財団法人愛知県サッカー協会東三河地区協会規約

平成28年3月20日理事会承認

(名称)

第1条 本協会は、公益財団法人愛知県サッカー協会東三河地区協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を理事長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は、サッカー競技の普及、発展に努め、青少年の健全育成を始め、すべての世代にわたって心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカー愛好者を増やすための各種事業の運営
- (2) 各世代におけるサッカー競技大会の運営
- (3) 競技技術の研究、指導及び指導者養成
- (4) 審判技術の研究及び審判員の養成、派遣
- (5) その他、本協会の目的達成に必要な事業

(役員、組織)

第5条 本協会に、次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 若干名、 理事長 1名、副理事長 1名、理事 若干名 会計 1名、
監事 2名、 学識経験者 若干名

2 本協会の業務執行のため、次の委員会を設置し、委員会には委員長を置く。

委員会名	業務分担
総務委員会	<ul style="list-style-type: none">・理事会の開催に関する事・登録、各種規定に関する事・広報、ホームページに関する事・他の担当に属さない事
競技委員会	<ul style="list-style-type: none">・市協会の競技担当との連絡調整に関する事・協会事業の実施及び連絡調整に関する事
技術委員会	<ul style="list-style-type: none">・選手の指導、育成、強化に関する事・指導者の養成に関する事・その他技術指導に関する事
審判委員会	<ul style="list-style-type: none">・審判員の養成に関する事・審判員の派遣に関する事・その他審判技術の向上に関する事
規律・フェアプレー委員会	<ul style="list-style-type: none">・フェアプレーの推奨に関する事・懲戒罰の裁定に関する事
1種委員会	<ul style="list-style-type: none">・社会人サッカーの普及、強化に関する事
2種委員会	<ul style="list-style-type: none">・高等学校サッカーの普及、強化に関する事
3種委員会	<ul style="list-style-type: none">・中学校サッカーの普及、強化に関する事・ジュニアユースサッカーの普及、強化に関する事
4種委員会	<ul style="list-style-type: none">・少年サッカーの普及、強化に関する事
女子委員会	<ul style="list-style-type: none">・女子サッカーの普及、強化に関する事

- 3 会長、副会長、理事長、副理事長、会計、監事、学識経験者は理事会の推挙により決定する。
- 4 理事は、次により選出された者で理事会の推挙により決定する。
 - (1) 1種委員会(県リーグ以上及び東三河リーグ) 2名、2種委員会、3種委員会、4種委員会、女子委員会より各1名
 - (2) 総務委員会、競技委員会、技術委員会、審判委員会、規律・フェアプレー委員会より各1名
 - (3) 市協会(豊橋、豊川、蒲郡、田原)より各1名
- 5 その他重要事項を協議するため、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

(任期)

第6条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、直ちに補充し任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(所掌事務)

第7条 会長は、本協会を代表し業務を総監する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代理する。
- 3 理事長は、会長の命により一般業務の遂行についてその責任に任じ、本協会の一般業務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はこれを代理する。
- 5 理事は、その責に任じ本協会の一般業務を処理する。
- 6 会計は、本協会の経費全般に関する管理を行い、日常業務を処理する。
- 7 監事は、本協会の会計監査及び理事会の業務執行状況の監査を行う。
- 8 学識経験者は、本協会の業務全般にする指導、助言を行う。

(理事会)

第8条 理事会は、第5条第3項及び第4項により決定された者(会計、監事を除く)で構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる
- 3 理事会は、一般及び日常事項と重要事項を審議し処理する。
- 4 次の重要事項は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 本規約の改廃、規約の施行に関する内規の制定
 - (5) その他重要事項

(経費の支弁)

第9条 本協会の経費は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。会費は別途定めるものとする。

(会計年度)

第10条 本協会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日で終わる。

附則 本規約は、1997年4月14日より実施する。

本規約は、2010年4月4日より実施する。

本規約は、2012年5月27日より実施する

本規約は、2014年3月29日より実施する

本規約は、2016年4月1日より実施する